

子ども読書活動支援事業のご案内

子ども読書活動支援事業とは

フリースクール、子ども食堂など子どもの居場所作りを行っている団体へ、50冊まで6か月以内の期間（延長1回可）でまとめて本を貸し出す貸出事業を行っています。

団体利用カードを作る



図書館の好きな本を選ぶ



借りる



6か月読み放題！



利用できる団体

フリースクール、子ども食堂など子どもの居場所作りを行っている団体

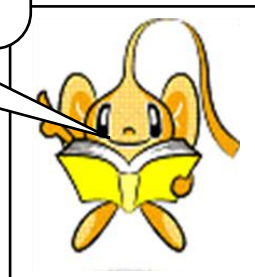
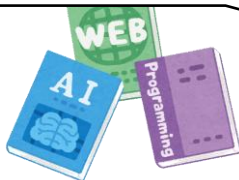
貸出期間・冊数

6か月以内、50冊まで

貸出資料の受取

- ① 来館（三の丸書庫）
- ② 最寄りの公共図書館（水戸市以外）
- ③ 団体が送料負担で郵送

子ども向けの本だけでなく、
実用書や一般の本も対象だよ！
利用してね ♡





子ども読書活動支援事業の利用方法

①

利用には、事前に団体登録が必要です。

- 団体登録手続きを行っていない場合は、申込みが必要です。

「団体利用カード申請書」に必要事項を記入し、次の書類などを提出してください。

- ① 団体名と団体連絡先が確認できる書類等（団体の規約。役員名簿等）
- ② 団体の活動がわかるもの
- ③ 担当者氏名と連絡先が確認できる書類等（運転免許証等）

- 団体利用カード申請書、筆央書類などの様式は当館 HP からダウンロードできます。

[団体向け貸出サービス - 茨城県立図書館 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

②

図書資料の選書方法は次の 4 つから選んでください。

- 県立図書館が選書した学校図書支援図書（貸出図書パック）から選書

[学校関係者の皆様へ - 茨城県立図書館 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

- 県立図書館蔵書検索を利用して選書

[かんたん検索：図書館 蔵書検索・予約システム \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

- 県立図書館に来館して選書

- 県立図書館に希望する図書のリクエストを行い選書（例：宇宙、SDGs 等）

③

「貸出申込書」（様式第 2 号）に必要事項を記入し県立図書館のご提出ください。（郵送、FAX、E メール）

④

県立図書館または団体が指定されたお近くの市町村立図書館・公民館図書館（水戸市は除く）、配送（送料は自己負担）でお受け取りください。

- 市町村立図書館・公民館図書館一覧 [uketorikan.pdf \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

⑤

受取・返却の際には、書名リストにより、各団体で内容を照合してください。

- 本を破損した場合や、紛失した場合はご連絡ください。

破損・汚損の場合、本の状態によって弁償していただく場合がございます。

紛失の場合は、原則として弁償していただきます。

詳細は茨城県立図書館 HP「[子ども読書活動支援事業 - 茨城県立図書館 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)」



お問い合わせ

茨城県立図書館普及課

TEL : 029-228-3622 FAX:029-228-3583

E-mail: fukyu2@lib.ibk.ed.jp